

別紙3

佐那河内村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

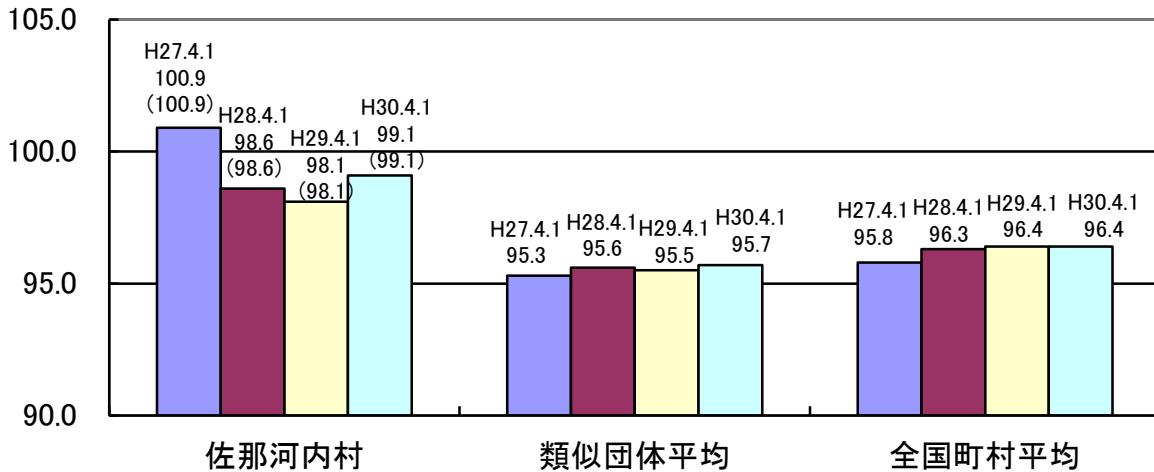
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 2,360	千円 2,735,840	千円 76,777	千円 444,323	% 16.2	% 17.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
29年度	人 47	千円 168,401	千円 30,816	千円 66,857	千円 264,920	千円 5,637	千円 5,414

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指標。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率))により算出。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平

均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
該当無し

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため、該当無し

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔 実施 〕 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。若年層については、引下げ無し。高齢層については最大3.7%引下げ。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

国基準による支給対象地域無し

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

無し

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐那河内村	39.6歳	299,600円	350,206円	323,642円
徳島県	44.5歳	337,278円	431,355円	370,925円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	40.6歳	294,324円	333,931円	323,675円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐那河内村	59.4歳	2人	334,200円	344,250円	340,700円
徳島県	55.8歳	51人	357,339円	395,088円	372,828円
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円
類似団体	49.3歳	2人	281,989円	305,091円	297,464円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区分	佐那河内村	徳島県	国
一般行政職	大学卒	168,600円	185,800円
	高校卒	147,100円	151,500円
技能労務職	高校卒	142,600円	149,200円
	中学卒	—	140,400円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	円	353,800円	円
	高校卒	円	340,700円	360,600円
技能労務職	高校卒	円	円	321,300円
	中学卒	円	円	円

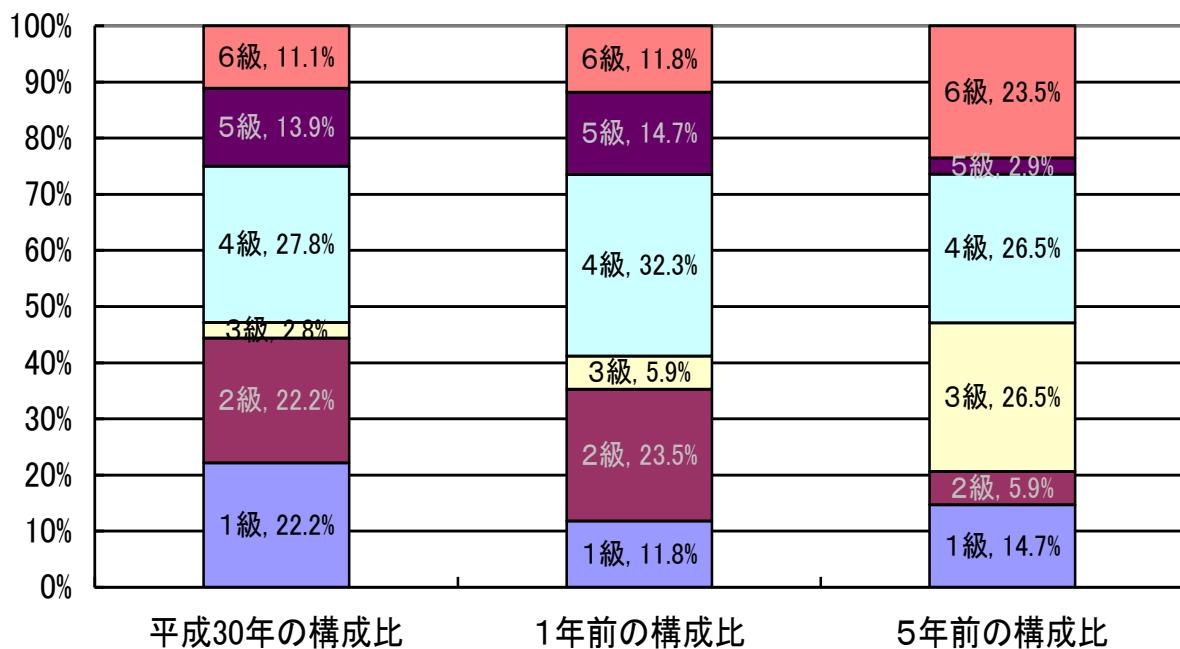
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

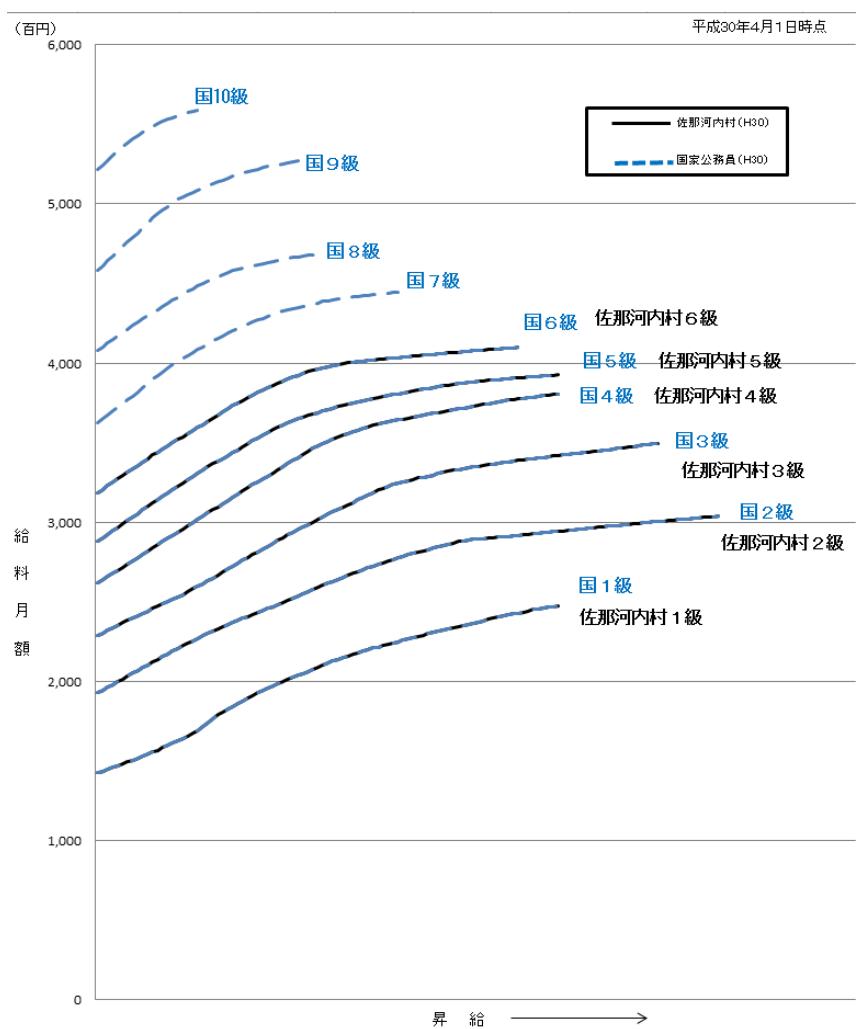
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額	職制上の段階		
						段階	職員数	構成比
6級	参考の職務 困難な業務を行う課長、主幹の職務	4人	11.1%	318,500円	409,800円	課長級	4人	11.1%
5級	課長、主幹の職務 課長補佐の職務	5人	13.9%	288,000円	392,600円	課長補佐級 課長級	5人	13.9%
4級	主査の職務	10人	27.8%	262,000円	380,600円	係長級 課長補佐級	10人	27.8%
3級	係長の職務	1人	2.8%	228,900円	349,600円	係長級	1人	2.8%
2級	事務主任、技術主任の職務 特に高度の知識又は経験を要する主事、技師の職務	8人	22.2%	192,700円	303,800円	係員級	16人	44.4%
1級	主事、技師の職務 主事補、技師補の職務	8人	22.2%	142,600円	247,100円			

(注) 1 佐那河内村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（佐那河内村）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員	一般職員		
イ. 人事評価を活用している	○	○		
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定期間				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

佐那河内村	徳島県	国
1人あたり平均支給額(29年度) 1,611千円	1人あたり平均支給額(29年度) 1,746千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（佐那河内村）

平成30年度中における運用	管理職員	一般職員		
イ. 人事評価を活用している	○	○		
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	

上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	△	○	△	○
□：人事評価を活用していない				
活用予定期間				

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

佐那河内村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)
1人当たり平均支給額 22,206千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28~30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（30年4月1日現在）

制度無し

(4) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			1,157千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			60,895円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）			37.25%	
手当の種類（手当数）			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給 単価
保育手当	保育士	保育業務	330千円	月額5,000円
税務特殊勤務手当	税務賦課徴収担当職員	賦課徴収業務	184千円	月額4,000円
水道特殊勤務手当	水道事業担当職員	水道業務	0千円	月額4,000円
農業集落排水特殊勤務手当	集落排水事業担当職員	集落排水業務	48千円	月額4,000円
野犬等へい死処理手当	その都度従事した職員	へい死処理業務	7千円	1件当たり1,000円
鳥獣処理特殊勤務手当	その都度従事した職員	鳥獣処理業務	588千円	1件当たり1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	11,879 千円
職員 1人あたり平均支給額(29年度決算)	283 千円
支給実績(28年度決算)	15,421 千円
職員 1人あたり平均支給額(28年度決算)	386 千円

(注) 職員 1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（30年4月1日現在）

手当額	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同		5,285千円	220,188円
	子	10,000円				
	父母等	6,500円				
	1人（配偶者 無し）	-円				
	父母等	-円				
	特定期間の加算	5,000円				
住居手当	家賃 23,000円	家賃額 - 12,000円	同		3,039千円	253,250円
	家賃 23,000円超え 55,000円未満	(家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円				
	家賃 55,000円以上	27,000円				
通勤手当	交通機関利用 通勤距離 2km以上 運賃相当額が45,000円以下	45,000円	異	国限度額 55,000円	3,161千円	79,019円
	自動車等使用 使用距離 2km以上 10km未満	4,200円	異	国区分 5km以上 10km未満		
	自動車等使用 使用距離 10km以上 15km未満	7,100円	同			
	自動車等使用 使用距離 15km以上 20km未満	10,000円	同			
	自動車等使用 使用距離 20km以上 25km未満	12,900円	同			
	自動車等使用 使用距離 25km以上 30km未満	15,800円	同			
	自動車等使用 使用距離 30km以上	18,700円	異	国区分 30km以上		

	30km以上			35km未満		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するものについて、その特殊性に基づき、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る区分に応じ支給	31,500円 ～ 60,000円	異	職員の区分及び支給額	4,583千円	572,850円
宿日直手当	一般の宿日直	5,200円	異	国 4,200円	1,019千円	32,877円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区分		給料月額等				
給料	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	735,000 円 (円) 593,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高／最低額			
			820,000 円／ 498,000 円			
報酬	議 長 副 議 長 議 員	260,000 円 (円) 222,000 円 (円) 186,000 円 (円)	667,000 円／ 443,000 円			
			316,000 円／ 186,300 円			
期末手当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(29年度支給割合) 3.30 月分				
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合) 3.30 月分				
退職手当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 735,000円×43.5/100×在職月数 593,000円×25.75/100×在職月数	(1期の手当額) 15,346,800円 7,329,480円	(支給時期) 任期毎 任期毎		
	備 考					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

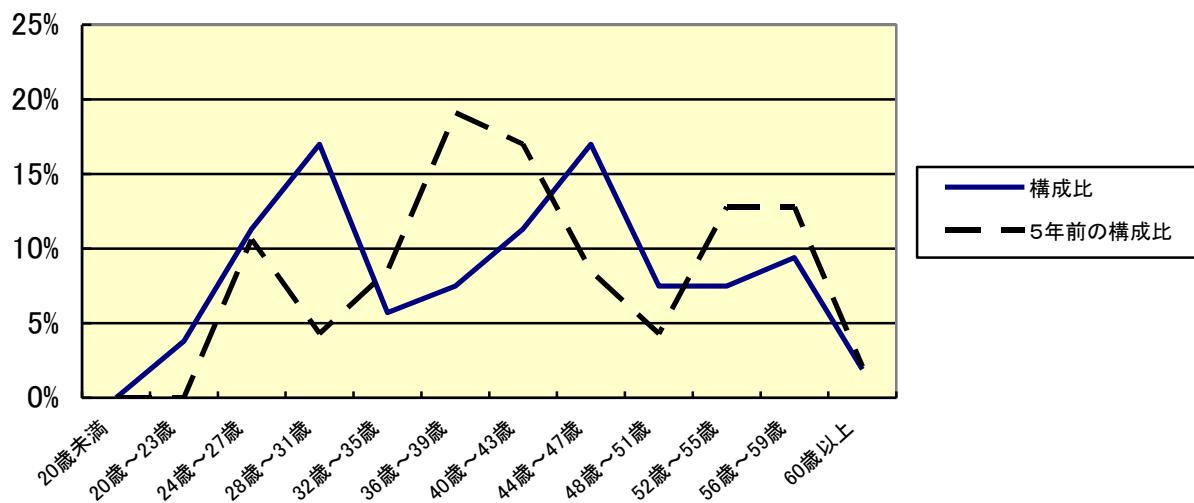
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分			職員数		対前年増減数	主な増減理由
部門	平成30年	平成29年				
普通会計部門	議会	1	1			
	総務	16	13			
	税務	4	4			
	民生	9	9			
	衛生	4	4			
	農林水産	3	5			
	商工	1	1			
	土木	4	4			
	計	42	41	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 177.97人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 188.96人)	
	教育部門	7	6	1	育休職員の代替措置にかかる増	
部門	小計	49	47	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 207.63人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 222.14人)	
	水道	1	1			
公会営業企業部門等	下水道	1	1			
	その他	2	2			
	小計	4	4			
合計		53 [65]	51 [65]	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 224.58人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	2	6	9	3	4	6	9	4	5	1	53	

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別＼年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	37	38	40	40	41	42	5(13.5%)
教育	6	6	5	5	6	7	1(16.7%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	43	44	45	45	47	49	6(13.6%)
公営企業等会計計	4	5	5	4	4	4	0(0%)
総合計	47	49	50	49	51	53	6(12.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

無し